

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

（別紙様式2）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額
令和2年4月分 該当無し							
東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル施工法検討業務 R2. 4. 1～R3. 2. 26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年5月15日	（一財）港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	会計法29-3-4 理由は別紙2-1のとおり （簡易公募プロポーザル）	26,091,824	26,070,000
東京港国際海上コンテナターミナル整備 事業他環境影響評価検討業務 R2. 4. 1～R3. 2. 26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和2年5月15日	三洋テクノマリン（株） 東京都中央区日本橋堀留町1丁目3番17号	2010001044539	会計法29-3-4 理由は別紙2-2のとおり （簡易公募プロポーザル）	33,037,045	33,000,000
令和2年6月分 該当無し							

令和 2 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル施工法検討業務

本件は、下記の理由により（一財）港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（Y3）について、別添図に示す構造（岸壁本体はジャケット構造、既設護岸は二重鋼管矢板構造）における施工方法等の検討を行うものである。また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

本業務で検討する施工箇所は隣接岸壁が供用する中での施工となるため、施工検討に当たっては、隣接岸壁に入出港する船舶に与える影響、作業船の退避方法、或いは隣接岸壁に影響を与えない近接施工、第一航路の航行船舶等を考慮した検討が必要となること、また、羽田空港の空域制限も施工に関連することから、受注者には幅広く高度な港湾・空港工事に関する総合的かつ最新の知見が必要である。

そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「隣接岸壁が供用する中での施工における留意点について」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った（一財）港湾空港総合技術センターを特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、（一財）港湾空港総合技術センターと随意契約をするものである。

令和2年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業他環境影響評価検討業務

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナル(Y3)の環境影響評価及び事後調査計画についての変更、東京港国際海上コンテナターミナル(Y2)及び東京港臨港道路南北線の環境影響評価書における予測・評価について、事後調査計画書に基づく事後調査結果との比較検討を行うものである。また、東京港臨港道路南北線の供用後の交通状況を把握するため交通現況調査を行うものである。また、本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

本業務は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、廃棄物、環境保全措置の実施状況等の多岐に渡る分野の検討を行い、当該事業の実施によって周辺地域に与える環境影響について、環境影響評価書の予測評価と比較し、影響の程度を検証するものである。環境影響の比較検証については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通していなければならない。

環境影響評価書作成時には計画されていなかった周辺地域の開発や調査地点におけるバックグラウンドの特色を踏まえ、本事業の環境影響を客観的に評価する必要があることから、複数にまたがる分野の知識を有し、環境影響を把握する高度な技術が必須である。

そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「環境影響評価書及び事後調査報告書における予測及び評価の検証において留意すべき事項」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン株式会社を特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、三洋テクノマリン株式会社と随意契約をするものである。

令和 2 年 度

東 京 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 東京港港湾業務艇棧橋使用料

本件は、下記理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋以外に使用可能な施設がなかった。

よって会計法第29条の3第4項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。

令和2年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東京港臨港道路南北線用地借上)

本件は、下記の理由により、東京港埠頭株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港10号地その2ふ頭において実施中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の工事を施工するには、起業地に隣接する作業ヤードが必要であることから、隣接地の所有者である東京港埠頭株式会社の合意を得て、平成28年度から作業ヤードとして土地を借上しているものである。

本年度も継続して東京港埠頭株式会社の所有地を作業ヤードとして借上げる必要がある。

よって、会計法第29条の3第4項により、東京港埠頭株式会社と随意契約することとする。